

資料「貸出キット」について

学校やコミュニティセンター、福祉施設等での学習・体験支援の一環として、資料貸出キット（以下、「貸出キット」）の貸し出しを実施しています。利用を希望される場合は、以下の内容を守ってご利用ください。

1. 利用できる団体

原則として、市内にある次の団体を対象とします。

- (1) 授業及び特別活動で利用する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校
- (2) 社会教育を目的とする社会教育施設、青少年教育施設、社会教育団体など
- (3) 地域サロン、社会福祉協議会、介護福祉施設、介護保険サービス指定事業所など

※営利目的の貸し出しは行っておりません。

2. 利用条件

- (1) 貸出期間は原則2週間以内です。
- (2) 貸出キットは、目的以外に使用しないこと。また、第三者に貸与することはできません。
- (3) 取扱いには十分注意し、事故のないよう正しく取り扱ってください。万が一事故がおきた場合の責任は負いかねます。ご承知ください。
- (4) 滅失または破損若しくは汚損したときは現状に回復し、又はそれによって生じた損害を賠償していただくことがあります。
- (5) 搬出・返却については借用者が経費を負担し、責任を持って行ってください。

【須賀川市歴史民俗資料館】

〒962 - 0203

福島県須賀川市長沼字門口 186

TEL 0248-67-2030

FAX 0248-67-2142

問い合わせについては文化振興課まで

文化振興課 文化財係

TEL 0248-94-2152